

【ご参考：掲載をお断り, 又は抹消する場合の例】

- ・ 現に業務停止以上の懲戒処分の対象となっている場合。
- ・ 掲載申込みの日から過去3年以内に業務停止以上の懲戒処分を受けたことがある場合。
- ・ 掲載申込みの日から過去1年以内に懲戒手続の公表がされた場合。
- ・ 懲戒委員会の審査係属中, 綱紀委員会の調査係属中, 紛議調停係属中, 非弁護士取締委員会の調査係属中, 苦情多発で過去1年間に呼出対象のいずれかに該当する事案がある場合。

その他, 弁護士の使命に反し, 又は弁護士の信用若しくは品位を害するおそれがあると認められる事情がある場合等, 掲載をお断りし, 又は抹消する場合があります。